

入院等で医療機関に『限度額適用・標準負担額減額認定証』が必要と言われたら！

ユアサ健康保険組合

高額医療費および『限度額適用・標準負担額減額認定証』について

オンライン資格確認ができる医療機関や薬局では、『マイナ保険証』※1が限度額適用認定証として利用できます。本申請による事前準備は不要となりますので、ぜひ『マイナ保険証』をご利用ください。

また、『70歳以上』で『高齢受給者証の負担割合が2割』の方は申請不要です。

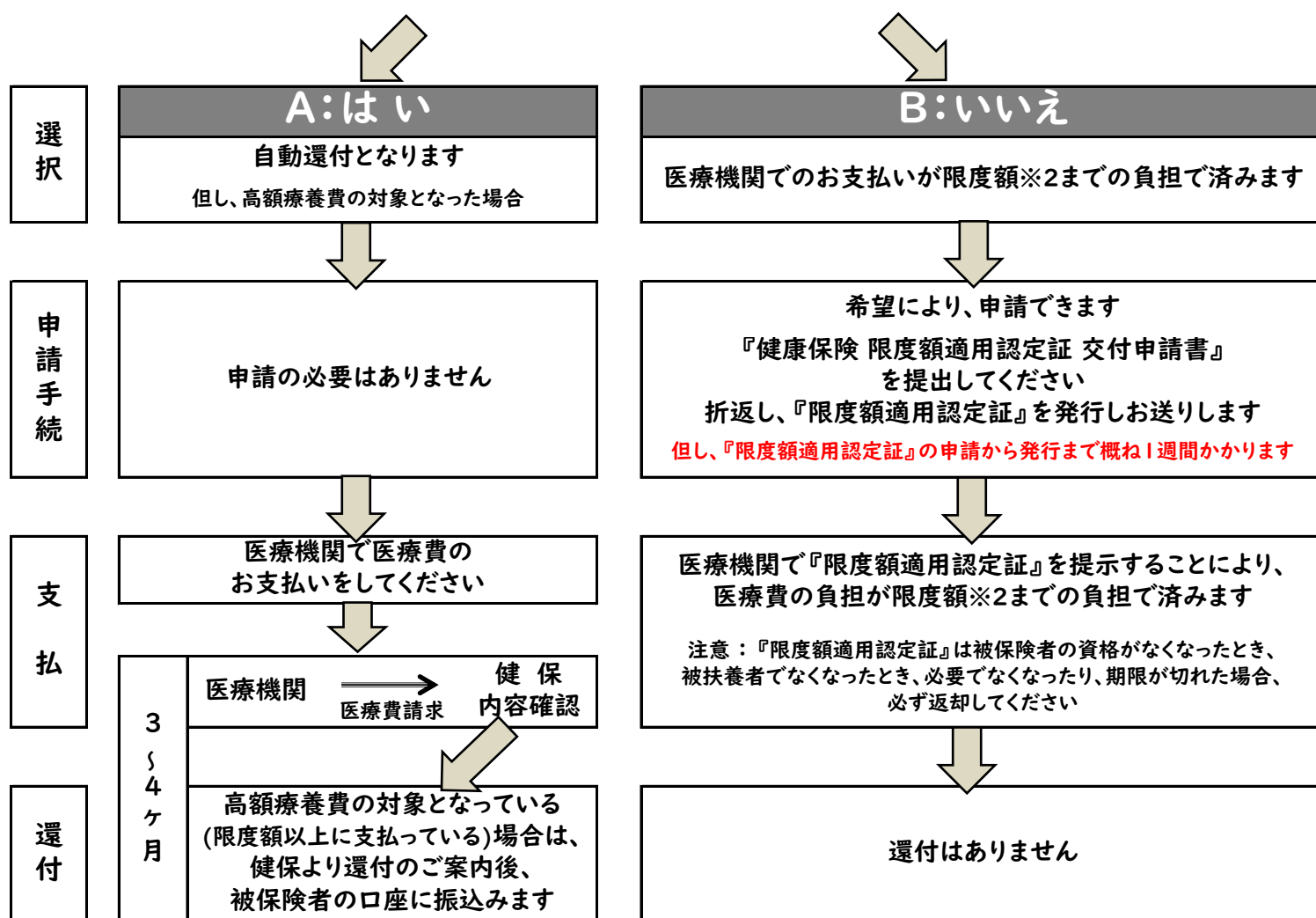
※1：『マイナ保険証』とは、マイナンバーカードの保険証利用のことです。



入院等で医療機関に『限度額適用・標準負担額減額認定証』を持ってきてくださいと言われた

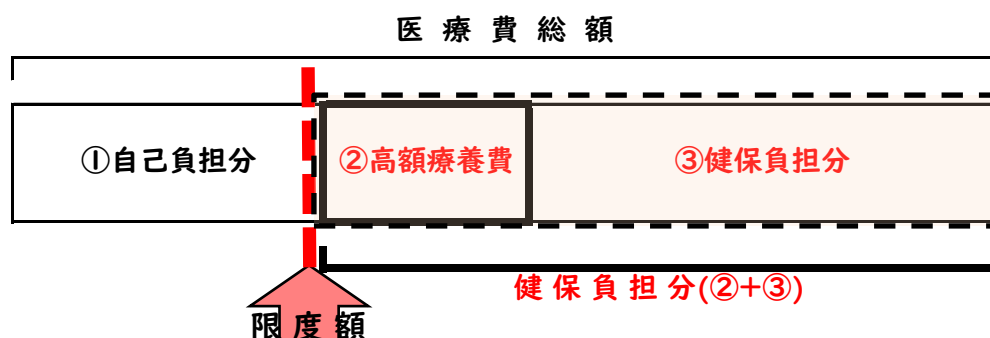
Q：1週間以内に退院が決まっている または 既に退院し精算が終わっている

A・Bどちらを選択されても、最終的に負担する医療費の金額は同じです



※2：『限度額』は被保険者の『標準報酬月額』により異なります。『標準報酬月額』がご不明な場合は、事業所(会社)の健保担当者にお問い合わせください。

イメージ



『A』の場合：①+②を医療機関でお支払い → 後日、②分を健保より還付(申請手続き不要)

『B』の場合：①のみ医療機関でお支払い → ②+③を直接健保が医療機関に支払い(申請手続き必要)